

令和元年度 第4回西宮市都市景観・屋外広告物審議会

【令和元年11月27日(水)午後2時00分から午後3時30分まで】

議題第1号	西宮市景観計画の変更について【諮問】 (枝川町戸建住宅B地区景観重点地区の指定)
審議結果	原案について了承し、その旨答申を行う。
主な質問 意見等	—

議題第2号	苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の指定について【報告】
主な質問 意見等	<p>・資料4の3ページにおける「モダン型」、「屋敷型」の表現は一般的で、建築協定の時から使用されていた表現なのか。当該ページでは、「モダン型」と「屋敷型」で区別しているが、景観計画では特に区別していないため、混在する可能性があるが良いのか。また、当該ページにおける表現としては、「陸屋根」と「傾斜屋根」の形状の建物という2つの分け方で良いのではないか。</p> <p>⇒資料4については、策定のポイントという説明用の資料での表記であり、景観計画に記載されるものではないが、表現方法については検討し、修正する。</p> <p>・資料5の6, 7ページの表-6において、項目を一見して内容が分かるように、項目の欄の「色彩」を「外壁の見付面積の色彩」と「屋根の色彩」と明記してはどうか。また、(1)「各壁面の見付面積の基調」は意図が伝わりにくいいため、修正した方が良いのではないか。</p> <p>⇒精査して、修正する。</p> <p>・資料6の地元案では、本地区が谷型の地形で周囲が山で囲まれているため、地区内のあらゆる方角を見渡しても背景に緑が見える、という点を大事にしたい地元の方々の想いが感じ取れる。基本指針は、とにかく周辺と調和させるといった趣旨の表現が多く見受けられ、建築物だけを独立させて考えるのではなく、庭、山などの緑、建築物、まちなみなどの周辺環境と一体としてよく考えられている。さらには、四季の演出、自然林相との調和、建物を周囲のまちなみに調和させるだけではなく、樹木自身も周囲の自然林相に調和させるということを行うことで、より自然に調和する形になっていくと思う。そのため、周囲の樹木はどのようなもので、景観的にそれらに合う樹種はどのようなものかなどをより具体的に記載すると尚良いのではないか。</p>

⇒今回景観重点地区の指定と併せて地元でまちづくりに関するガイドラインを作成する予定としており、その中で周辺の緑との調和について具体的に記載することを検討する。

- ・資料5の6ページの「色彩」の項目(2)において、白黒のチェック柄のような建築物が計画される場合には、何か規制する方法はあるのか。下段の「上記以外の色彩を使用する場合は～落ち着いたデザインとする。」を全体にかかるように修正すると、より厳しく担保できるのではないかと考えている。

⇒資料5の3ページの表-2の景観形成指針<建築物>において、まちなみとの調和などの観点から指導できるのではないかと考えている。なお、チェック柄についても、N系以外のものにあつては、彩度1以下とすることとしているため、派手なものは計画できないと考えているが、再度表現方法について検討する。

- ・本地区においては、周囲の緑が非常に重要だと思うが、谷側の住宅の背景林は、個人のものである。それらがもし無くなってしまうと、景観が大きく変わってしまうので、間口緑視率等で担保する必要があるのではないかと考えている。

また、資料5の2ページの区域図1を見ると、谷側の地域に適用される間口緑視率には、中新田川沿いの道路に接している緑も換算するのか。

⇒谷側の住宅の背景林は、個人のものである。なお、本地区は風致地区であり、既存林は一定保全されると考えている。

また、中新田川沿いの道路については、間口緑視率の換算対象とはしていない。区域図の破線ア・イに記載する部分のみである。

- ・資料5の2ページの区域図1において、間口緑視率10%以上の破線アと5%以上の破線イの線の種類を入れ替えた方がわかりやすいのではないかと考えている。

⇒精査して、修正する。